

石川県公報

平成30年2月6日
第13077号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告		公安委員会	
○一般国道の区域の変更	(道路整備課) 1	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告	(県民交流課) 3	○委託業務に係る企画提案の募集公告	(競馬総務課) 5
○一般国道の供用の開始	(同) 1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課) 4	○入札公告	(港湾課) 7
○公有水面埋立ての免許の出願	(港湾課) 2	○県営土地改良事業の工事完了公告	(農業基盤課) 5	○都市計画の決定案の縦覧公告	(都市計画課) 9
				○都市計画の変更案の縦覧公告	(同) 9
				○都市計画事業の認可に係る公告	(同) 10
				○指定講習機関の指定	10

告 示

石川県告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
415号	羽咋市福水町ろ20番1地先から 羽咋市福水町カ13番1地先まで	旧	7.90～17.50	543.3	羽咋土木 事務所 維持管理課
		新	11.50～20.90	543.3	
〃	羽咋市福水町は43番地先から 羽咋市福水町ナ41番1地先まで 及び 羽咋市福水町は43番地先から 羽咋市福水町ナ41番1地先まで	旧	7.20～16.30 及び 9.90～15.00	457.6 及び 495.0	〃
		新	9.90～15.00	495.0	

石川県告示第42号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
415号	羽咋市福水町ろ20番1地先から 羽咋市福水町カ13番1地先まで	平成30年2月6日	羽咋土木 事務所 維持管理課

石川県告示第43号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成30年2月6日から同月27日まで石川県土木部港湾課及び石川県金沢港湾事務所建設課において縦覧に供する。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 出願年月日

平成30年1月30日

2 出願者の名称

石川県

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

金沢市戸水町タ之部63番3の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点を順次に結んだ線及び③の地点から⑬の地点及び①の地点から⑬の地点を順次に結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D.L.+0.42m）における公有水面と戸水物揚場、国有港湾施設及び工作物との境界線により囲まれた区域

①の地点 二等水準点（43-008-009）

（北緯36度36分24.0369秒、東経136度36分55.4627秒）から

		19度24分28秒	191.64mの地点
②の地点	①の地点から	258度05分27秒	29.40mの地点
③の地点	②の地点から	285度21分13秒	25.55mの地点
④の地点	③の地点から	195度36分07秒	2.23mの地点
⑤の地点	④の地点から	105度37分04秒	0.64mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	166度09分02秒	13.76mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	76度27分57秒	0.02mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	166度27分50秒	1.00mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	76度27分57秒	0.02mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	166度27分50秒	6.00mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	76度27分50秒	0.04mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	166度27分50秒	8.80mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	76度27分59秒	0.04mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	166度27分49秒	70.15mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	76度27分55秒	3.97mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	166度35分29秒	2.50mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	76度16分19秒	47.57mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	346度42分49秒	51.94mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	256度45分11秒	0.01mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	346度44分56秒	9.50mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	76度40分27秒	0.09mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	346度49分36秒	19.50mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	76度26分55秒	0.05mの地点
①の地点	㉓の地点から	346度27分50秒	10.30mの地点

ウ 面積

4,891.00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

金沢市戸水町夕之部63番3並びに当該番地の地先公有水面

イ 区域

次の地点のうちA1の地点からA14の地点までを順次に結んだ線及びA1の地点とA14の地点を結んだ線により囲まれた区域

A1の地点 二等水準点(43-008-009)

(北緯36度36分24.0369秒、東経136度36分55.4627秒)から

21度06分27秒 196.72mの地点

A2の地点 A1の地点から 76度30分33秒 35.31mの地点

A3の地点 A2の地点から 348度00分00秒 113.00mの地点

A4の地点 A3の地点から 258度00分00秒 120.00mの地点

A5の地点 A4の地点から 168度00分00秒 89.02mの地点

A6の地点 A5の地点から 195度46分31秒 51.17mの地点

A7の地点 A6の地点から 105度59分54秒 14.14mの地点

A8の地点 A7の地点から 76度36分52秒 28.05mの地点

A9の地点 A8の地点から 166度27分55秒 28.72mの地点

A10の地点 A9の地点から 165度58分42秒 45.46mの地点

A11の地点 A10の地点から 168度01分08秒 25.93mの地点

A12の地点 A11の地点から 78度00分00秒 62.92mの地点

A13の地点 A12の地点から 347度59分42秒 26.53mの地点

A14の地点 A13の地点から 76度32分44秒 4.79mの地点

A1の地点 A14の地点から 346度42分49秒 99.76mの地点

ウ 面積

23,225.04平方メートル

4 埋立地の用途

緑地

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成30年1月23日

2 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 つむぐ

3 代表者の氏名

奥野 秀也

4 主たる事務所の所在地

金沢市泉野町1丁目4番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、学校や学童保育、介護施設や地域サロンなどに囲碁、将棋、書道、語学(英語・中国語・ベトナム語など)、パソコンなどの講師を派遣し、伝統文化の普及や言語交流に関する事業を行うことにより、地域の福祉推進に寄与し、地域活性、地域密着型の生きがい創出の一助となることを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成30年1月25日

- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 金沢JAZZ連盟
- 3 代表者の氏名
前多 良紀
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市上荒屋1丁目242番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ジャズ音楽を中心に、全ての音楽を愛好する人のために練習の場、発表の場、鑑賞の場を提供し、ジャズ音楽の普及と向上を図ることを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ志賀高浜店
羽咋郡志賀町高浜町ク15番27ほか8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年9月24日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,466平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 66台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 42台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 120平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 8立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から翌午前0時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 3箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成30年1月23日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び志賀町商工観光課
- 9 届出等の縦覧期間
平成30年2月6日から同年6月6日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成30年6月6日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
県営ほ場整備事業	酒井・本江地区	平成28年11月28日

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の提出を募集する。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

平成30年度金沢競馬販売促進事業業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における平成30年度の集客及び売得額の一層の向上を図るための効果的かつ効率的な広告、イベント及びファンサービスの実施並びにこれらに附帯する業務

(3) 契約期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 過去において、各種広告、イベント及びファンサービス等の広告代理業務に携わった実績を有する者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、少なくとも1者がこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿に登録されている者

であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 基本方針及び目標の妥当性

イ 運営組織及び執行体制のあり方

ウ 広告の効果的な実施

エ イベント及びファンサービスの効果的な実施

オ その他集客促進及び売得向上が期待される企画の実施

カ ウからオまでに定める事項の実施に係る経費積算の妥当性

3 募集要項の交付等

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

(2) 交付期間

平成30年2月6日（火）から同月20日（火）午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出先

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

平成30年3月6日（火）午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、提出期限内必着とする。）。

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案について、各提案者からのプレゼンテーション及び2(2)の評価基準に基づく審査を経て、最優秀提案者を選定するものとする。選考結果については、平成30年3月下旬（予定）に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。ただし、当該契約は、その業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、締結しない。このことについて、提案者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問については、4(1)の提出先において、平成30年2月20日（火）午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、プレゼンテーションへの出席、提出書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とするほか、提出書類は、返却しないものとする。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
金沢港船舶運航管理業務委託
- (2) 業務場所
金沢港内
- (3) 業務内容
金沢港船舶運航管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 業務実施期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 引継期間
契約締結日から平成30年3月31日の期間については、引継期間とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成29年度において競争入札資格を有すると認められた者で、次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書提出期間の末日からこの業務の開札の日までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 事業所（本社又は本店に限る。）の所在地が石川県県央土木総合事務所管内であること。
- (5) 過去5年間に、元請負人（特別建設工事共同企業体にあつては、代表者に限る。）として引船を使用した港湾工事、海岸工事等の海上工事を施工し、又は引船（備船を含む。）を使用した港湾運送若しくは引船の業務に従事した実績があること。

3 入札者に要求される義務等

入札者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次のとおり提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所
〒920-0211 金沢市湊4丁目12番地
石川県金沢港湾事務所庶務課
- (2) 提出期限

平成30年3月6日(火)午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。)

(4) 入札参加資格確認の結果通知

入札参加資格確認の結果は、平成30年3月8日(木)までに通知する。

(5) 入札参加資格否認の理由説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができる。

イ アの説明の請求は、平成30年3月12日(月)午後5時までに書面により行わなければならない。この場合において、当該書面は、(1)の提出場所へ持参により提出しなければならない。

ウ アの説明は、平成30年3月14日(水)までに書面により行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所

〒920-0211 金沢市湊4丁目12番地

石川県金沢港湾事務所庶務課

(2) 入札説明書の交付方法等

ア 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において書面により交付する。なお、石川県金沢港湾事務所の下記ホームページから当該書面に係る電磁的記録をダウンロードすることができる。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanazawakouwan/index.html>

イ 入札説明書の交付期間

平成30年2月6日(火)から同年3月6日(火)まで、石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 入札説明書に対する質問の受付期間及び方法

平成30年2月6日(火)から同年3月6日(火)までの県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間に、書面(様式は、任意とする。)を(1)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

エ 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

平成30年2月6日(火)から同年3月6日(火)までの県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間、(1)の場所において閲覧に供する。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月14日(水)午前10時

イ 場所 石川県金沢港湾事務所2階(会議室)

(4) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札心得、仕様書、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参し、提出しなければならない。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、4(3)に定める入札の日時及び場所に集合すること。

8 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 落札者決定予定日

平成30年3月14日(水)

11 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 問合せ先

〒920-0211 金沢市湊4丁目12番地

石川県金沢港湾事務所庶務課

電話番号 076-268-1201

都市計画の決定案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を決定したいので、当該決定に係る都市計画の案を平成30年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所
川北都市計画道路 3・5・1号松本福島線	決定する区域 能美郡川北町字橋、字橋新及び字朝日の各一部	石川県土木部都市計画課及び川北町土木課

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成30年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画道路 3・6・3号小立野旭町線	追加する区域 金沢市小立野二丁目、小立野一丁目及び旭町一丁目の各一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画公園 5・5・5号金沢城公園	変更する区域 金沢市丸の内及び尾山町の各一部	〃
白山都市計画道路 3・3・3号横江松本線	変更する区域 白山市松本町及び石立町の各一部	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画道路 3・4・22号水島美川大橋線	変更する区域 白山市末正町及び長屋町の各一部	〃
白山都市計画道路 3・4・23号湊小松線	削除する区域 白山市湊町の一部	〃
白山都市計画道路 3・5・54号松本福島線	追加する区域 白山市松本町、石立町、阿弥陀島町、北島町、米光町、井関町、手取町、末正町、長屋町及び湊町の各一部	〃
能美都市計画道路 3・4・5号根上小松線	削除する区域 能美市吉原町及び福島町の各一部	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
能美都市計画道路 3・5・33号松本福島線	追加する区域 能美市吉原町の一部	〃

都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

平成30年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
七尾都市計画道路事業 3・4・18号 外環状線	石川県	七尾市本府中町ソ27番9 中能登土木総合事務所	(1) 収用の部分 七尾市万行町壺六、万行町壺五、矢田町壺号、矢田町カ、矢田町式号、矢田町オ、矢田町レ、矢田町ノ、矢田町参号及び矢田町ウ地内 (2) 使用の部分 なし

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年2月6日

石 川 県 公 安 委 員 会

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名称
有限会社七尾自動車教習所
 - 住所
七尾市古府町南谷21番地
 - 代表者の氏名
森山 外志夫
- 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - 事務所の名称
七尾自動車学校
 - 事務所の所在地
七尾市古府町南谷21番地
- 特定講習の種別
取消処分者講習
- 指定を行った年月日
平成30年2月6日